

令和2年4月9日

保護者 各位

江南市長 澤田 和延  
(公印省略)

### 緊急事態宣言発令に伴う保育園の対応について

このことについて新型コロナウイルス感染拡大により愛知県内に緊急事態宣言が発令される見通しです。

緊急事態宣言が発令された地域においては、保育の提供を縮小する、もしくは臨時休園を検討することとされております。

つきましては、医療従事者や社会機能維持のため就労を継続することが必要な場合、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合に限り保育を実施することとします。

なお、緊急事態宣言発令期間中における保育料等については日割り計算の取扱いとし、後日改めて金額や納付方法についてご案内をさせていただきます。

#### 《注 意》

- ・社会機能維持事業者とは、医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道関係者等とされています。
- ・求職活動、育児休業、内職、テレワーク等、ご家庭で保育が可能な園児への保育の提供は行いませんので、自宅での保育にご協力ください。
- ・上記の内容に関わらず、園児やその同居者、職員等に新型コロナウイルス感染者が出た場合は、県と相談の上該当園を休園とします。

※緊急事態宣言により保育所を利用しない・できない場合は、13日(月)までに休園届を提出することで4月10日までの利用分についても保育料等の徴収を行いません。(13日までに提出が難しい場合は、各保育園にご連絡ください。)

※今後の情報提供は、緊急メール(すぐメール)で行いますので、登録にご協力ください